

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第11号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年香川県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(マンションの除却の必要性に係る認定申請書に添えるべき書類)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 当該認定申請に係るマンションが法第102条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認める者が証する書類</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>2 省令第49条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</u></p> <p><u>(2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別を明示したもの）</u></p> <p><u>(3) 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造を明示したもの）</u></p> <p><u>(4) その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>3 略</p>	<p>(マンションの除却の必要性に係る認定申請書に添えるべき書類)</p> <p>第3条 省令第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該認定申請に係るマンションが法第102条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認める者が証する書類</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。